

総務部管財課競争入札心得

石川県総務部管財課

(趣旨)

- 第1条 総務部管財課所管の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号。以下「財務規則」という。）、石川県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年石川県規則第79号。以下「特例規則」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。
- 2 電子入札システムを用いた競争入札（以下「電子入札」という。）の取扱いについては、この心得に定めるもののほか、「石川県物品調達電子入札運用基準」に定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

- 第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、財務規則第112条又は特例規則第4条の規定による公告において指定した期日までに令第167条の4の規定に該当しない者であることを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

- 第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保（財務規則第116条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を契約担当者の指定する出納員又は取扱機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- 2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を締結したことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約担当者の審査を受け、その面前において、これを封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。
- 4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

- 第4条 入札参加者は、この心得、仕様書、契約案、図面等並びに入札公告及び入札執行通知（以下「入札公告等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、入札公告等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員の説明を求めることができる。
- 2 入札書は、書面にてする入札（以下「紙入札」という。）にあつては、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名・押印し、封かんのうえ入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。記載事項について訂正したときは、当該訂正箇所に訂正印を押さなければならない。
- ただし、電子入札にあつては、電子入札システムを用いて、入札公告等に示した時刻までに入札書を提出するものとする。
- 3 入札書（特定調達契約に係る入札書を除く。）の郵送は、原則として認めないものとする。ただし、入札保証金の全部の納付を免除された場合であつて、契約担当者においてやむを得ないと認めるときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書き、中封筒に入札名及び入札日時を記載し、契約担当者あてに親展で提出しなければならない。
- 4 前項ただし書の規定による入札書は、入札日の前日（特に提出期限のあるものは、別に定める日時）までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、紙入札において、代理人をして入札させるときは、その委任状を代理人に持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、令第167条の4の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

(入札の辞退等)

第5条 入札参加者は、紙入札にあっては、入札書を入札箱に投入するまで（電子入札にあっては、電子入札システムにより入札書を提出するまで）は、次の各号に掲げるところによりいつでも入札を辞退することができる。

- (1) 紙入札にあっては、入札書を入札箱に投入するまでは、別記書式により入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参し、又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 紙入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札箱に投入して行う。
 - (3) 電子入札にあっては、入札辞退届を石川県物品調達電子入札システムの入力画面上において作成のうえ、電子入札システムにより提出して行う。
- 2 前項による辞退をすることなく、かつ入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。
- 3 一般競争入札（入札後審査型）では、落札決定保留中において、他の工事の契約により、入札参加資格確認申請書どおりの配置予定技術者を配置することができなくなった場合の取り扱いについては、入札辞退届ではなく、申請取下届を石川県が別に定める書式により作成し、速やかに契約担当者に直接提出するものとする。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）及びこれに基づく政令等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 電子入札システムによる入札参加者は、電子証明書（ICカード）を不正に使用してはならない。

(入札の中止等)

第7条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期若しくは中止することがある。

- 2 指名競争入札の入札執行前又は入札執行中において入札参加者が二人に達しないときは、入札を中止するものとする。

(無効の入札書)

第8条 次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (2) 資格を有しない者又は指名を受けていない者のした入札書
- (3) 第3条第1項に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札書
- (4) 記名押印のない、又は判然としない入札書（電子入札にあっては、電子証明書を取得していない者のした入札書）
- (5) 入札金額の記載が不明確（入札金額を訂正したもので、その訂正箇所を押印のないものを含む。）な入札書
- (6) 入札公告等において示される入札書の提出期限までに到達しなかった入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書又は他事記載のある入札書（錯誤等によりその不備が比較的軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。）
- (8) 明らかに連合によると認められる入札書又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (9) 当該入札について他の入札者の代理人を兼ねた者又は二人以上の代理をした者の入札書
- (10) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (11) 委任状の表示内容並びに押印のない、又は判然としない入札書
- (12) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第9条 入札者は、入札書を提出した後（以下「入札後」という。）は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、又は撤回若しくは辞退の申立てをすることはできない。

(開札)

第10条 開札は、入札場所において入札後直ちに、入札者立会いのうえ行うものとする。ただし、第4条第3項ただし書に規定する場合及び電子入札による場合は、この限りでない。

(落札者の決定)

第11条 入札者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と当該契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 総合評価方式が適用される場合は、第1項の規定にかかわらず、石川県が入札公告にて指定する方法により落札者を決定する。

(再度入札等)

第12条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。ただし、特定調達契約に係る入札及び電子入札においてはこの限りでない。

2 第8条の規定により入札書が無効とされた者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第13条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、電子入札においてはこの限りではない。

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第14条 落札者は、契約書を作成する場合においては契約書の案の提出と同時に、契約書を作成しない場合においては落札決定後速やかに、契約金額の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保（財務規則第135条各号に掲げるものをいう。以下同じ。）を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 第3条第2項の規定は、前項ただし書の場合について準用する。この場合において、「入札保証金」を「契約保証金」に、「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に読み替えるものとする。

3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を契約保証金納付書により石川県指定金融機関に振込み、契約保証金領収書の交付を受け、これを会計管理者に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。

4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて会計管理者に提出し、保管証書の交付を受けなければならない。

5 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等の保証であるときは、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第15条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て、落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第16条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年石川県条例第16号）第1条第1項に規定する県の休日があるときは、その日を加算した期間。）に契約書（契約金額が100万円以下の場合は、請書とする。以下同じ。）の案を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が7千万円以上の動産の買入れ、又は売払いで契約担当者が指定するものについては、仮契約書の案を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の場合については、県議会の議決又は知事の専決があったときに本契約となるものとする。

3 落札者が第1項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うとともに、不正又は不誠実な行為があったとして、石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱の例により措置するものとする。

(異議の申立て)

第17条 入札者は、入札後、入札公告等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第18条 第4条から第12条、第14条、第16条及び第17条の規定は、随意契約の場合について準用する。

注 別記書式「入札書」及び「入札辞退届」の記載は省略する。